

2023年6月号トピックス

財務報告書の作成・監査における、法人および会計監査人の役割

歳入局は、以下の通り発表した。

歳入法典に規定する法人(法人格を有する組合、株式会社、事業共同体)は会計監査人(税務会計監査人 : Poosorb-Bunchee-Pasii-Agorn, および公認会計士)による財務報告書の監査と意見表明を義務付けられている。ただ、調査を実施したところ、監査報告書や税務会計監査人による監査報告書には、「関係する会計書類の提出がなかったため、当該勘定科目について、遵守すべきガイドラインに基づいた監査が実施できなかった」という限定付適正意見や、意見不表明が呈示されていることが判明した。このため、歳入局は法人事業者(被監査人)および会計監査人に対し、以下のような事項を周知および遵守するよう通知する。

1. 経理作成義務者である法人は、会計記帳責任者に会計記録のために用いる書類を適切に、完全な状態で手渡す責務を負う。これに従わない場合、仏暦 2543 (2000)年会計法に抵触する。更に、税務会計監査人または公認会計士による監査報告書の正確性を認証する義務を負い、これには、財務諸表の正確かつ完全性、財務諸表及びポンゴードー50 並びに宣誓書を署名前に確認する義務を負う。文書への署名は財務諸表の記載を承認し、責任を負うことを意味し、この責任を回避することはできない。
2. 税務会計監査人および公認会計士は、会計記録作成に必要な書類を受け取ることができなかった場合、法人から書面で書類の提供を要求する必要がある。もし実施できない場合は、他の監査方法を実施するとともに、監査手続きにおける制約についても文書で示さなければならない。また、法人から書類を受け取ったにも拘わらず、監査報告書には法人が書類を提供しなかったと記載した場合、虚偽の報告とみなされ、税務会計監査人および公認会計士の免許が取り消される可能性がある。

翻訳: 南堂